広島中央環境衛生組合建設工事暴力団等排除要綱

平成27年10月19日 訓 令 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定に関する規程(平成27年広島中央環境衛生組合訓令第1号。以下「選定規程」という。)に定めるもののほか、建設工事の適正な履行の確保に資するため、本組合が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)から集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)、暴力団の関係者(以下「暴力団関係者」という。)、暴力団関係者が経営又は運営を実質的に支配し、又は関与している法人、組合等その他不当介入を行うもの(以下「暴力団等」という。)による不当介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

- 第2条 広島中央環境衛生組合管理者(以下「管理者」という。)は競争入札の参加資格を有する業者(当該業者を構成員に含む共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるとき又は警察署その他の捜査機関から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報があったときは、当該有資格業者を指名から除外するものとする。
- 2 前項の規定により指名除外を行う場合は、あらかじめ広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定審査会(以下「審査会」という。)の審議を経なければならない。
- 3 審査会は、前項の審議を行う場合は、警察署その他の捜査機関との連携の下に行わなければならない。
- 4 管理者は発注工事の請負契約において、指名除外期間中の有資格業者を入札に参加させ、又は随意契約の相手方としてはならない。
- 5 管理者は、入札を行う前に、現に指名している有資格業者の指名除外を行ったときは、 当該有資格業者の指名を取り消すのものとする。

(指名除外の期間)

- 第3条 指名除外の期間は、それぞれの事案の事情に応じて、別表各項に定める期間の範囲内で管理者が定める。
- 2 指名除外の対象となる者(以下「指名除外対象者」という。)が別表各項の措置要件に 同時に2つ以上該当するときは、それぞれの措置要件に規定する期間の短期及び長期の うち、最も長いものをもって指名除外の期間の短期及び長期とする。
- 3 指名除外対象者又は指名除外の起案満了後1年を経過していない者が、再度別表各項 の措置要件に該当することとなったときの指名除外の期間は、別表各項に定める期間の 2倍の期間とする。

(指名除外の通知)

第4条 管理者は、第2条の規定により指名除外を行ったときは、指名除外通知書(別記様式)により当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

(下請負等の禁止)

第5条 管理者は、指名除外中の有資格業者が発注工事に係る下請負をし、又は受託する ことを承認してはならない。

(外郭団体等への協力要請)

第6条 管理者は、第2条の規定により指名除外を行ったときは、必要に応じ組合の関係 団体に対し、同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

(不当介入に対する措置)

- 第7条 管理者は、発注工事を受注した有資格業者(以下「受注業者」という。)暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について、連絡及び報告の手順並びに対応に関する事項を定めるとともに、建設工事請負契約特約事項に次に掲げる事項を明記し、機会あるごとにこれらの事項を遵守するよう有資格業者に指導するものとする。
 - (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに管理者に報告するとともに、 所管の警察署に届け出ること。
 - (2) 管理者及び所管の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - (3) 不当介入の排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、管理者と工程に関する協議を行うこと。
 - (4) 前号の協議の結果、工期に遅れが生じると認められるときは、広島中央環境衛生組合建設工事執行規則(平成21年広島中央環境衛生組合規則第22号。以下「規則」という。)第31条の規定により、管理者に工期延長の請求を行うこと。
 - (5) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに管理者に報告するとともに、被害届を速やかに所管の警察署に提出すること。
 - (6) 被害を受けたことにより工期に遅れが生じる恐れがある場合は、管理者と工程に関する協議を行うこと。
 - (7) 前号の協議の結果、工期に遅れが生じると認められるときは、規則第31条の規定により、管理者に工期延長の請求を行うこと。
 - 2 管理者は、受注業者から暴力団等による不当介入を受けた旨の報告を受けた場合に おいて、前項第4号又は第7号の請求に対する決定その他必要な措置を講じようとす るときは、あらかじめ当該工事の妨害機関等について警察署に調査を求め、その結果 に基づいて措置しなければならない。

(疑義に関する措置)

第6条 この要綱に定めのない事項について疑義を生じた場合は、審査会の意見を聴いて 別に定めるものとする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

措置要件	指名除外期間
1 代表役員等又は一般役員等(以下これらを 「代表役員等」という。)が、暴力団関係者であ ると認められたとき又は暴力団関係者が有資格 者の経営に実質的に関与していると認められる とき。	12か月以上24か月以内
2 代表役員等が、自社若しくは自己又は第三者 の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を 利用するなどしていると認められるとき。	10か月以上20か月以内
3 代表役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	8か月以上16か月以内
4 代表役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	8か月以上16か月以内
5 代表役員等が、暴力団関係者が経営若しくは 運営に実質的に関与していると認められる法人、 組合等又は4に該当する法人、組合等であること を知りながら、これを利用するなどしていると認 められるとき。	6か月以上12か月以内

別記様式(第4条関係)

 第
 号

 平成年月日

商号又は会社名

代表者氏名 様

広島中央環境衛生組合

管理者 藏 田 義 雄 即

指名除外通知書

広島中央環境衛生組合建設工事暴力団等排除措置要綱第2条の規定により次のとおり指 名業者の選定の対象から除外することとしたので、同要綱第4条の規定により通知します。

1 指名除外の理由

2 指名除外の期間